

令和3年8月31日

答 申 書

京都市長 門 川 大 作 様

京都市国民健康保険運営協議会

会 長 瀧 本



令和3年8月31日付けで諮問のありました出産育児一時金の支給
額の改定について、下記のとおり答申します。

記

出産育児一時金について、令和4年1月1日から産科医療補償制度の対象
となる出産に対する支給額420,000円を維持し、対象とならない出
産に対して、支給額を404,000円から408,000円に改定するこ
とは適当であると認める。